

第2回共通到達度確認試験試行試験実施要綱

平成 27 年 7 月 28 日
共通到達度確認試験システムの構築に関する調査検討会議
共通到達度確認試験推進ワーキング・グループ

第1 実施の趣旨

共通到達度確認試験は、法学未修者の教育の質の保証の観点から各法科大学院が客観的かつ厳格に進級判定を行い、学生に対する学修・進路指導の充実を図る基礎とし、学生自身においても全国レベルでの比較の下で自己の学習到達度を自ら把握し、学習の進め方等を見直すことを可能とするために、既修者にも活用できるものとして実施するものである。平成30年度の本格実施を視野に入れ、平成26年度に続く第2回の試行試験である今回の実施においては、「第2回共通到達度確認試験試行試験の基本的な方向性」(平成27年7月6日共通到達度確認試験システムの構築に向けた調査検討会議)に沿って、対象者を2年次にまで拡大するなど昨年度よりも多くの情報の蓄積に努めることとし、今後の検証に資することを主な目的として実施するものである。

第2 試験の内容に関する事項

1 対象者

各法科大学院の1年次と2年次に在籍する学生(未修者及び既修者)のうち希望する者とする。

2 試験科目・出題範囲・出題方針

- ・試験科目は憲法、民法、刑法の3科目とする。
- ・各科目とも「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」の記載の範囲内から、2年次までの学修を通じて修得すべき問題を偏り無く出題する。
- ・法科大学院の学修において当然に修得すべき内容を確認する試験とし、基礎的な知識・思考力を主に問うこととしつつ、本格実施に向けた検証に資するよう、問題の難易度や内容の多様性に配慮して出題することとする。
- ・1年次学生と2年次学生で同一の問題を用いることを原則とするが、年次が異なる受験者がいることを踏まえて難易度を設定し、試験実施後の解説において、設問ごとに難易度について示すこととする。

3 問題数・試験時間

問題数、試験時間については、以下を目安として、問題の難易度や内容の多様性に配慮しつつ、科目ごとに適切に決定する。

- ・問題数は、憲法・刑法は各 30 問、民法は 45 問。
- ・試験時間は、憲法・刑法は各 50 分、民法は 75 分。

4 出題形式・解答方式

- ・基礎的な知識の確認とともに、一定の知識を前提とした思考力の確認のためには、正誤式問題と多肢選択式問題を併用する必要があると考えられる。問題数及び配点については前年度の試行結果を踏まえつつ、科目ごとに適切と考えられる割合で出題する。
- ・マークシートによる解答方式とする。

第3 問題作成に関する事項

1 試験委員会

- ・試行試験運営を担う大学（東京大学、一橋大学、京都大学）（以下、「運営を担う大学」という。）において、憲法、民法、刑法の各科目の共通到達度確認試験試行試験委員会を組織し、試行試験の問題・解説を作成し、試験結果の分析を行う。各科目に係る試行試験委員会の担当は以下のとおりとする。

憲法：京都大学	民法：一橋大学	刑法：東京大学
---------	---------	---------

- ・委員は推進WGにおいて選考し、文部科学省から運営を担う大学へ通知する。その際、法科大学院の教員を中心に構成し、科目の特性を考慮しつつ、実務の経験のある委員を含めることを検討する。
- ・各科目に係る試行試験委員会に主任を置き、委員の中から推進WGが指名する。

2 作問委員

各科目に係る試行試験委員会に、試行試験の問題・解説を作成する委員（以下、「作問委員」という。）を置き、推進WGにおいて指名する。

3 点検委員

各科目に係る試行試験委員会に、作問委員とは別に、問題の難易度、出題範囲、出題方法等が適切であるかの事前の点検を専門に行う委員を置き、推進WGにおいて指名する。

4 秘密保持

委員及び試行試験の運営に関わる関係者は、委員等としての職務を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてならない。

5 その他

問題作成に当たっては、必要に応じて各科目に係る試行試験委員会の主任が科目間の調整を行う。

第4 試験の実施に関する事項

1 実施日程

平成27年度末（1月～3月）に実施することとし、推進WGにおいて実施日を決定し、文部科学省から運営を担う大学及び各法科大学院に連絡することとする。

2 大学間の連絡

運営を担う大学を中心に、参加大学がそれぞれ主体的に取り組むよう、大学間で緊密に連絡を取りながら実施するものとする。

3 各法科大学院の実施体制

試験会場の設営、試験の監督等の実施は各法科大学院で行うこととする。受験者が少数と見込まれる場合には、複数の法科大学院間で一つの会場を設営するなど、多くの大学の参加を可能とするよう適宜調整する。

4 試験結果の公表・本人通知、個人情報の取扱い

試験結果の公表・本人通知や個人情報の取扱いについては、運営を担う大学において、以下の点に特に留意し、適切に実施するものとする。

- ・分析に必要な範囲内において受験者の属性（所属法科大学院、年次、未修・既修の別等）を試験時に把握し、適切に管理すること。
- ・試験実施日時後の適宜の時期に、正解および全体の概括的な分析結果をインターネットで公表すること。
- ・各参加大学に対し、所属する学生の試験結果を平成28年4月以降に送付すること。（4月以降とするのは、今回の試行試験の結果が進級判定等に利用されるのではないか等の学生の疑念を軽減するため。）
- ・法科大学院における成績等と試行試験の結果の比較分析を各法科大学院に依頼し、その分析結果に基づき全体的な比較分析を行うものとする。また、その旨を予め周知し、受験者の同意のもとに試験を実施すること。

- ・試験結果の精緻な分析が可能となるような体制の構築に努め、個人情報 の取扱いについては、参加大学と協議の上、適切な管理に努めること。

5 配慮事項

障害のある受験者に対しては、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、回答の方法、試験室の設営等について適切な配慮を行うとともに、障害のある受験者の個々の困難の程度に応じた柔軟な対応に努めるものとする。また、夜間開講その他、試験時間等の取扱いに当たり特別な事情がある場合も同様とする。

6 実施要領の作成

その他、実施に際して必要となる事項については、運営を担う大学が実施要領として作成し、各法科大学院に送付するものとする。

第5 試験結果の分析

試験終了後、試験委員会による分析に基づいて運営を担う大学が共同で報告書を取りまとめ、文部科学省へ提出するものとする。